

第149号議案

石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 変更に係る市街化区域及び市街化調整区域との区分
新たに市街化区域に変更する区域
「区域は計画図表示のとおり」
- 2 新たに市街化区域に含まれる土地の区域
石巻市潮見町の一部
- 3 市街化区域から除外される土地の区域
なし
- 4 変更理由

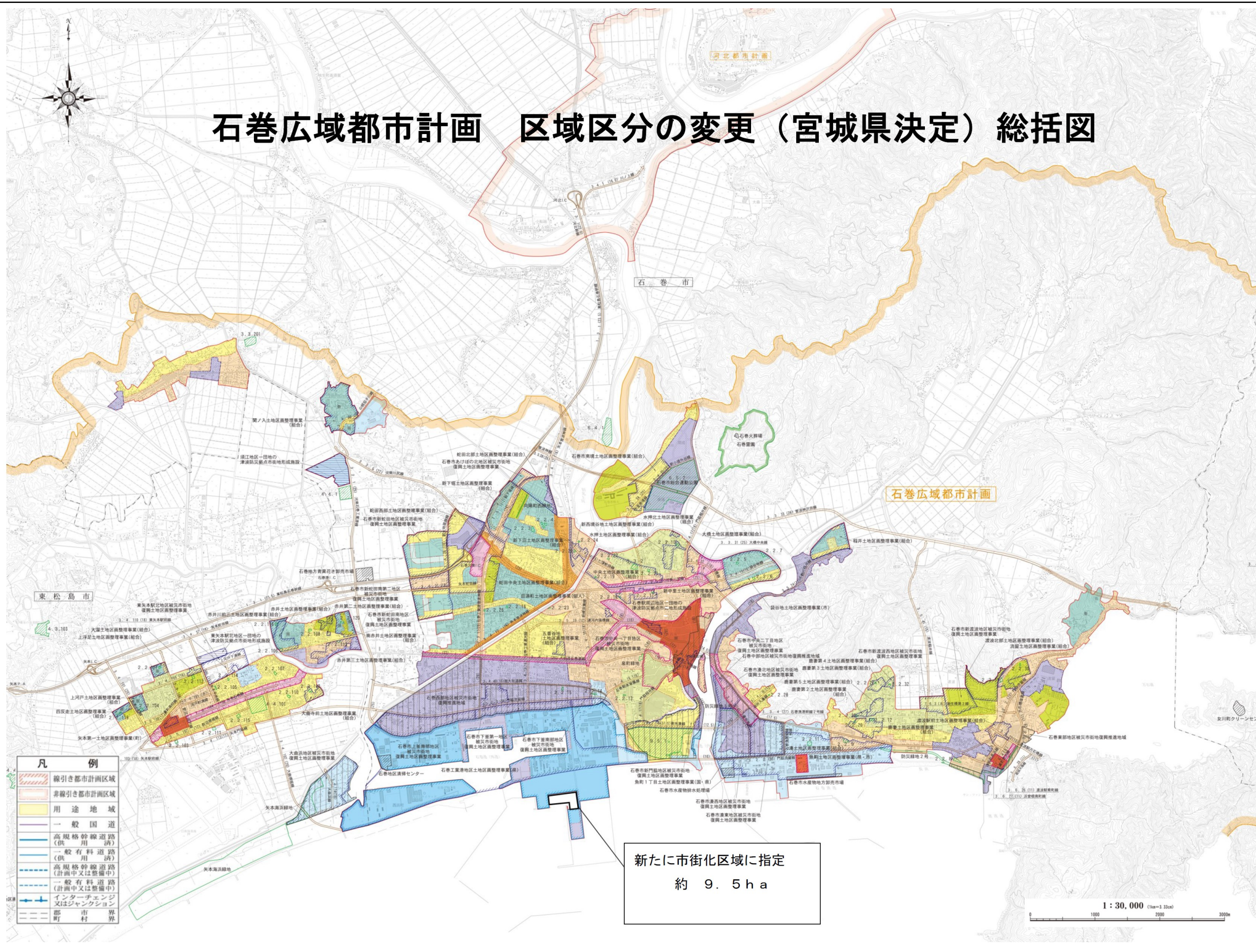
仙台塩釜港石巻港区の位置する石巻港周辺地区は、令和元年5月策定の「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「拠点型工業地」に位置付けられ、臨海型工業の集積、高度化を促進することとしている。

現在、臨港機能の充実を図るため、石巻港区の潮見町地区及び雲雀野地区において公有水面の埋立が進められており、そのしゅん功した9.5haの地区について、仙台塩釜港港湾計画に基づき、現在の臨港地区と一体となった適正な土地利用に誘導するため、臨港地区に追加するものである。

石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）

総括図

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）総括図



凡 例

	指定都市計画区域
	非指定都市計画区域
	用途地域
	一般国道
	高規格幹線道路（供用済）
	一般有料道路（供用済）
	高規格幹線道路（計画中又は整備中）
	一般有料道路（計画中又は整備中）
	インターチェンジ又はジャンクション
	郡市界
	町村界

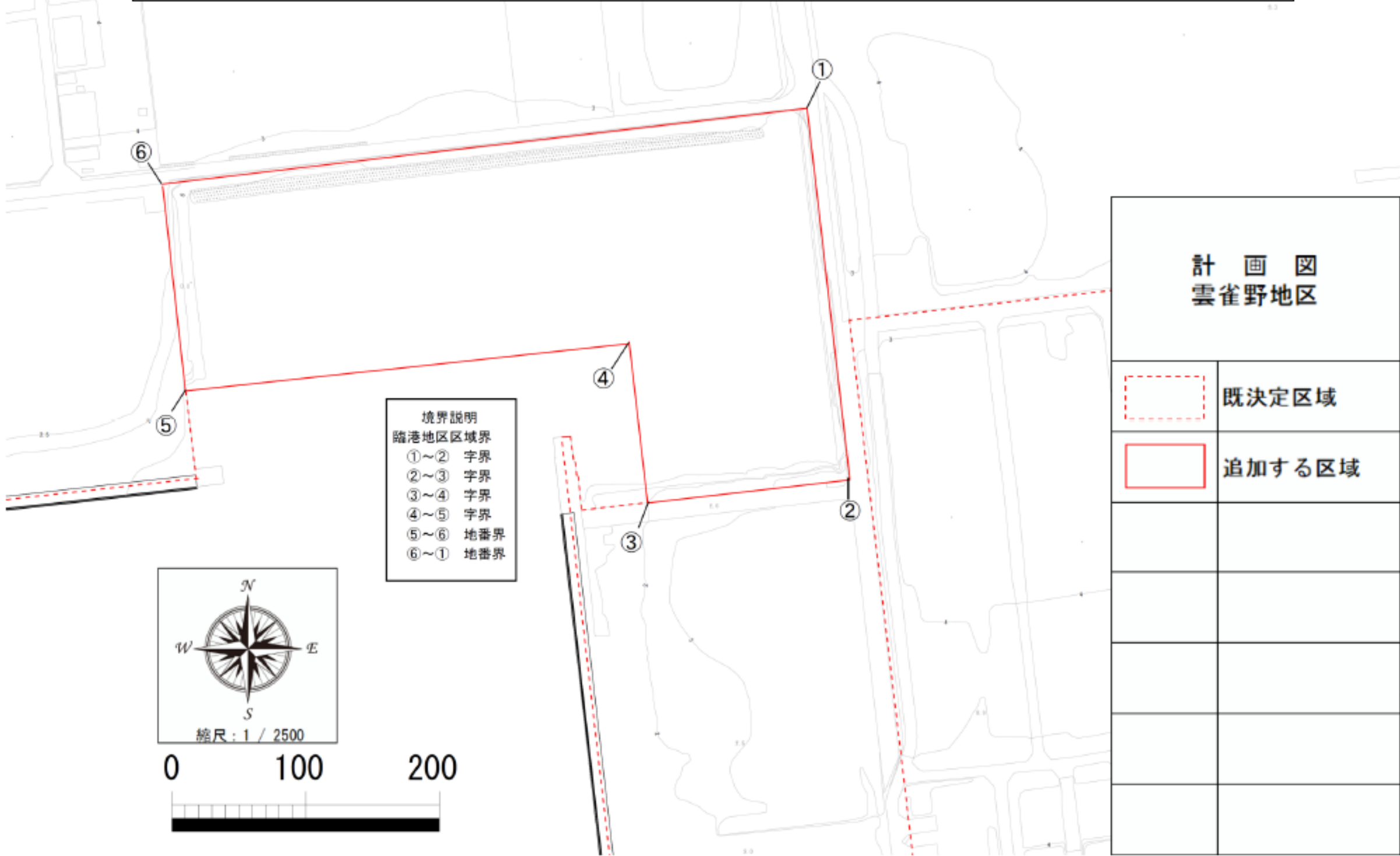
新たに市街化区域に指定
約 9.5ha

1 : 30,000 (1cm=330m)

石巻広域都市計画区域区分の変更（宮城県決定）

計 画 図

石巻広域都市計画 区域区分の変更（宮城県決定）
雲雀野地区 計画図



計 画 図 雲雀野地区	
	既決定区域
	追加する区域